

「和光市総合体育館の管理運営に関する基本協定書」 を改定する協定書

和光市（以下「甲」という。）と甲が指定した指定管理者 株式会社コナミスポーツ&ライフ（以下「乙」という。）が平成19年3月30日付で締結した「和光市総合体育館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）について、基本協定第42条の規定に基づき以下のとおり改定することとし、改めて協定を締結する。

（事業報告書）

第16条を次のとおり変更する。

「乙は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。」を

「乙は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を、別紙2「事業報告書のルール」に基づき記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。」に変更する。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市教育委員会

乙 東京都品川区東品川四丁目10番1号
株式会社コナミスポーツ&ライフ
代表取締役 田中 富美明

●事業報告書のルール

1. 売上の計上について

－用語規定－

【減免】 利用料金について、減免申請を受け付ける事で、料金の減額又は免除を行う事。
※これに対し、利用料金を割引設定する事は減免では無い。

【還付】 一度收受した利用料金に対し、還付申請を受け付け返金する事。

【現金ベース】 料金を收受した際に売上・経費を計上

【発生ベース】 利用の期限が到来した時に売上・経費を計上

		事業報告書への記載方法					受付方法 様式有る・・・◎	帳票保管期間 市の文書管理規定	入金方法(売上收受方法)					
		減免 様式(横集)有り・・・◎ 口頭申請・・・○ 減免無し・・・×	還付	事業報告書に 現金ベースで 記載	事業報告書に 発生ベースで 記載	報告書に 返金額を記 載			券売機	指定管理 者レジに て入金	口座引落 (クレジッ ト) (集金代 行)	振り込み	和光市等 から振替	和光市シ ステム等
施設利用料金	団体貸切利用料	◎	◎	○	----	無し	◎	有り	○	○		○		○
	個人都度利用	◎	----	○	----	無し	----	----	○					
	回数券	×	----	○	----	無し	----	----	○					
自主事業料金 ※条例に記載なし	コース型教室	×	----	○	----	無し	◎	----	○					
	イベント	----	----	○	----	無し	----	----		○				
目的外	物販	----	----	○	----	無し	----	----		○				

2. 利用者のカウント方法について

		事業報告書への記載するベースの数字				
		申請様式	半券	券売機レポート	市予約システム	スタッフがカ ウント
施設利用料金	団体貸切利用	利用報告書			○	
	個人	券売機ジャーナル		○		※
	回数券	チケット回収	○			
自主事業料金 ※条例に記載なし	コース型教室	出席簿				○
	イベント	参加者名簿				○

※サービスイベントは時間帯別参加者をスタッフがカウントし報告